

令和3年長浜市議会3月定例会

報告・資料

- 1 指定専決処分した事項について（報告）
- 4 令和3年度徴収計画

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

訴えの提起について

長浜市市営住宅の明渡しを求める訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和3年1月8日

長浜市長 藤井 勇治

1 相手方の住所、氏名

2 請求の要旨

- (1) 相手方は、不法に占有している当該市営住宅を明け渡せ。
 - (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 事件の概要

上記の者は、市営住宅 に入居しており施設の老朽化による移転交渉を平成29年から幾度と交渉してきたが応じないため、令和2年5月25日に借地借家法第27条(旧借家法第3条)により「解約申入れ通知書」を送付した。

その後、交渉に訪れても進展はなく、使用許可取消日である令和2年12月10日を過ぎても住み続けているため、市営住宅の明渡しを求めるべく、訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(都市建設部住宅課)

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 2 号	令和 3 年 1 月 18 日	令和 2 年 11 月 20 日 長浜市分木町地先にて 発生した、市道の管理 瑕疵に起因する車両破 損事故		49,368 円	道路河川課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

令和3年度徴収計画

一般会計・特別会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の 見込 【千円】	参考)前年度 未収額の 見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・ 強制執行・ 法的措置等 見込【件】	各所管における取組
市税	税務課 滞納整理課	現年度分	99.2%	464,616	740,686	24,291	1,028	<p>現年度分については、各債権所管課において、丁寧な制度説明を行い納付への理解を求めるとともに、口座振替の勧奨や早期の納付指導等を行い納期限内納付を促す啓発に取り組みます。納期限が過ぎてもなお納付がない者には、各債権所管課と滞納整理課が連携して、督促状及び催告書の発送、納付相談を行います。また、催告等を行っても納付に応じない者については、早期に財産調査や実態調査を実施したうえで滞納処分等を行い、新たな未収金の発生を抑止します。</p> <p>滞納繰越分については、適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行い、催告等を行っても納付に応じない者には、法令等に基づき差押や捜索、公売等の滞納処分等を適切に実施し、未収金の削減に努めます。</p> <p>また、上記の取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難者の増加に伴い、徴収猶予や減免を行った者への今後の対応について、生活状況等の聞き取りを行いながら適切な措置を行っていきます。</p> <p>※市税の滞納繰越分の収納率については、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予特例制度の適用者の納期限延長分を考慮して設定しています。</p>
		滞納繰越分	51.2%					
国民健康保険料(税)	税務課 滞納整理課	現年度分	95.0%	252,697	264,222	49,602		
		滞納繰越分	23.7%					
後期高齢者医療保険料	保険医療課 滞納整理課	現年度分	99.5%	8,931	7,277	423		
		滞納繰越分	50.0%					
介護保険料	高齢福祉介護課 滞納整理課	現年度分	99.6%	22,190	21,641	3,600		
		滞納繰越分	28.0%					
保育所保育料	幼児課 滞納整理課	現年度分	99.4%	5,098	5,701	650		
		滞納繰越分	23.0%					
放課後児童クラブ保護者負担金	子育て支援課	現年度分	99.6%	699	517	12	0	<p>現年度分については、電話や文書催告を行うとともに通所取消も見据えた取組を行うことで、滞納額の増加を防ぎます。</p> <p>滞納繰越分については、実態調査を行い、適切な債権管理を行います。</p>
		滞納繰越分	34.0%					
市営住宅使用料	住宅課	現年度分	98.7%	17,675	18,663	100	1	<p>早期に督促・催告(文書・電話)・臨戸徴収を行い、催告しても応じない場合は、連帯保証人への納付指導協力依頼や保証債務履行通知を行います。</p> <p>それでも応じない場合は、案件ごとに適切な措置(弁護士催告・抵当権の実行・法的措置等)を早期に講じます。</p>
		滞納繰越分	9.6%					
住宅改修資金貸付金等	住宅課	現年度分	94.0%	146,002	152,419	1,000	1	
		滞納繰越分	4.0%					
農業集落排水処理施設使用料	下水道総務課	現年度分	99.1%	8,175	8,192	500	2	<p>督促・催告により早期納付促進に向けて取り組むとともに、財産調査同意書の徴収を進め納付資力の把握に努めます。納付意識の低い事案に対しては、弁護士催告委託による債権回収や、回収可能な財産がある場合には支払督促等の法的措置を行います。</p>
		滞納繰越分	28.0%					
幼稚園保育料	幼児課	現年度分		50	183	123	0	<p>未収として残る債権は令和2年度で3件で、1件は弁護士催告委託により回収を目指します。残り2件は徴収困難(生活困窮)として区分けしていますが、引き続き調査可能なところは調査し、納付につなげます。</p>
		滞納繰越分	5.5%					
合 計				926,133	1,219,501	80,301	1,032	

令和3年度徴収計画

地方公営企業会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の 見込 【千円】	参考) 前年度 未収額の 見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・ 強制執行・ 法的措置等 見込【件】	各所管における取組
公共下水道使用料	下水道総務課	現年度分	84.4%	330,637	331,728	7,500	100	督促・催告や納付指導により早期納付の促進に取り組み、新たな滞納者の発生を抑制します。 また、財産調査の実施を強化し納付意識の低い事案に対しては滞納処分を行います。
		滞納繰越分	86.4%					
公共下水道受益者負担金	下水道総務課	現年度分	98.0%	741	745	0	1	
		滞納繰越分	55.0%					
合 計				331,378	332,473	7,500	101	